

水俣病補償協定締結訴訟の意義

弁護士 大川一夫

1. 事件史

(1) 人類初の「水俣病」

- ①「水俣病」の前に「水俣病」はなかった
- ②国策から生じた被害

(2) 水俣病事件史とは

- ①発生・拡大・放置・切り捨て責任を問い合わせ
- ②被害者に適切な補償をすること
それを目指してきた闘い

(3) しかし、現行損害賠償法体系の限界

- ①具体的に発生責任しか認めない
- ②補償とは

cf. 原田正純「水俣病」

『労災法による補償とは、人間をまったく働く機械と見なし、その欠損した部分に対して一定の補償を試みるものである。対象を、精神を持った一個の人間としてとらえてはいないのだから、精神的な苦痛や、ましていわんやその家族、それに伴って起こってきた家庭の破壊などは、しょせんこの法の対象とはならないというのには、決まりきったことである。労災法があるために、企業の責任はむしろあいまいにされている。』

患者たちの戦い

→補償協定締結へ

(5) 補償協定

前文の意義

全患者への償い

判決を超えるもの（前進させたもの）

(6) 認定制度

補償協定の対象者を認定制度にからしめた。

資料①補償協定

2. なぜ国賠訴訟を起こさねばならなかつたのか

(1) 認定制度の破綻

5年判断条件により、病像を狭める。

棄却のための認定制度

(2) 二つの最高裁判決

①2004年10月 国・県の責任を問う。患者と認めさせる。

→しかし、国は公健法の「水俣病」と認めなかつた。

② 2013年4月 公健法の認定を求める
→しかし、チッソは補償協定締結を拒否した。

(3) I訴訟の失敗

補償協定=損害賠償の誤りを打ち破れなかつた
水俣病史を伝えきれず
歪めてきた国・チッソ

(4) 国のサנקションの独占

① 刑事において国はサנקションを独占し、私刑を認めない。
② 民事においても国はその傾向がある。「損害賠償の予定」という制度があるよう
うに、本来、私人間の約束は認められるはずであるが、国は認めたくない傾向
にある。

3. 本件水俣病補償協定締結訴訟

(1) 訴訟経過

2014年12月8日 大阪地裁に提訴
4月30日 第2回口頭弁論・裁判長井上直哉判事
2016年 6月1日 第8回口頭弁論・裁判長北川清判事
12月14日 第10回口頭弁論・花田教授証人尋問
2017年5月18日 判決
5月31日 チッソ控訴
9月20日 進行協議
10月17日 第1回口頭弁論

(2) 地裁判決

全面勝訴

(3) 理由

1. 協定の性質は和解
2. 「認定された患者」の意義という争点のたて方
 - ① 本件協定の締結当時の状況
 - ② 本件協定当時のチッソの行動
 - ③ 本件協定の趣旨

等から何ら制限がない、とした。

資料②判決30頁～35頁

(4) I訴訟とどう違うのか

証拠の違い（吉海ケース、馬場資料、花田証言など）

裁判所の事実整理

争点として「原告らは本件協定上の権利を有する地位にあるか」即ち「認定された患者の意義」

(5) 判決の意義

補償協定の意義が正しく示された。

水俣病事件史における意義も大きい。

4. 今後の進行

(1) チッソの控訴理由

- ①本件協定は和解であるところ、損害賠償請求権の内容が判決により確定した者について「争い」はない。
- ②井上訴訟最高裁の判断に反する
- ③本件協定の文言からは「損害の填補」が目的であることは明らか
- ④損害賠償を得た者に更なる給付を行うことは贈与にほかならないが、協定が被害と無関係に贈与を行うものではない。
- ⑤裁判による終局的な紛争解決機能の否定

(2) 川上訴訟最高裁判決 資料③

- ①公健法を損害の迅速な補填のためにされる趣旨とした。
- ②従って、損害賠償請求訴訟を提起し、確定し、その履行をうけたときは公健法の義務は免れる。

(3) (1) の批判

- ①「損害賠償」は「償い」のすべてではない。補償協定が判決を前進させたものであることの欠落。
- ②協定の中の謝罪の位置づけ。協定は被害と無関係に「贈与」を約したものではない。
- ③本訴訟の認容こそ、裁判所の紛争解決機能

(4) (2) の批判

- ①最高裁判決の問題点
 - ア. 損害賠償法と公健法は同一の事由にもとづくものではない。
 - イ. 従って給付も同じでない。
 - ウ. 「同損害の全てについての賠償をチッソに命じた」とする雑な認定。
- ②仮にそうであっても、補償協定は違う。

5. まとめ

以上